○一般財団法人高崎経済大学後援会就学支援金支給規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年６月１４日　後援会告示第１８号

　（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人高崎経済大学後援会（以下「後援会」という。）が、後援会定款（平成２２年４月１日後援会告示１号）第４条第１項第４号の規定に該当する事業の一環として、高崎経済大学に在籍する学生で、学資負担者の死亡等による家計急変や自然災害、火災等の被災により、就学を継続するための支援が必要な学生に対し、公的機関等による支援が措置されるまでの間の就学継続等を目的として、就学支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う。

　（支援金の対象者）

第２条　支援金の支給対象は、次の各号に該当し、就学を継続するための支援が必要と認められる学生を対象に支給するものとする。但し、学資負担者が後援会会員の場合に限る。

（１）学資負担者の死亡、事故、疾病や失業等により家計急変した学生

（２）学資負担者若しくは本人が居住する家屋が地震、台風などの自然災害や火災等により被害を受けた学生

（支援金額）

第３条　支援金の額は、家計状況や被災の程度に応じ、次の各号の範囲内で支給する。

（１）前条第１号の場合　　　　　　１０万円～３０万円

（２）前条第２号の場合　　　　　　　３万円～２０万円

　（支給申請及び決定）

第４条　支援金の支給を受けようとする者は、対象事由の発生後３ケ月以内に、申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。ただし、特に代表理事が認めた場合はこの限りでない。

　（支給の審査及び決定）

第５条　代表理事は、前条による申請があったときは、書類審査後、別に定める基準により支給の可否、支給額を決定し、審査結果を申請者に通知するものとする。また、支給の審査、決定にあたり、必要に応じて面接及び聞き取りを行うものとする。

（支給決定の取消し及び返還）

第６条　支援金の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の決定を取り消し、支給した支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（１）退学及び除籍となった場合

（２）正当な理由なく休学したとき

（３）高崎経済大学学則第３８条の規定に基づく懲戒処分を受けたとき

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

　附　則

この規程は、告示の日から施行する。